

「普通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」に関する質問回答書

実施方針

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			第1	1	(5)	エ	(ア)	efg			
1	実施方針	2	第1	1	(5)	エ	(ア)	efg	設計・建設業務	業務範囲のe調理設備調達業務、f調理備品調達業務、g食器・食缶調達業務、は設計、建築業務の範囲内の業務ですが、従来方式で、市町村自治体様から直接発注の際は物品契約が一般的です。SPCから上記業務のみを構成員企業として委託する調理設備調達企業とSPCとの契約も物品契約としても良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
2	実施方針	2	第2	3	(2)	ア		a	応募者の入札参加資格要件	応募者の構成員は、次のイからカの入札参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。とございますが、業務範囲のe調理設備調達業務、f調理備品調達業務、g食器・食缶調達業務、のみを構成員企業として受託する調理設備調達企業もイからカの入札参加資格要件を有しなければならないのでしょうか？	構成員としてSPCから直接業務を受託・請負する場合は、入札参加資格要件を充足する必要があります。 普通寺市：役務提供等 多度津町：物品買い入れ等 琴平町：物品・役務提供等
3	実施方針	2	第1	1	(5)	エ	(ア)	efg	設計・建設業務	業務範囲のe調理設備調達業務、f調理備品調達業務、g食器・食缶調達業務、は設計・建設業務の範囲内の業務ですが、従来方式で市町村自治体様から直接発注の際は物品契約が一般的です。SPCから上記業務のみを構成員企業として受託する調理設備調達企業とSPCとの契約も物品契約としてもよいとの理解でよろしいでしょうか？	実施方針回答No.1を参照してください。

No	資料名	頁/様式	該当箇所				項目名	質問	回答		
4	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)		敷地の高低差測量図、周辺の平面測量図、の提供がありませんが、これらは、a 事前調査業務の中でおこなうこととし、その仕様は事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
5	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)		敷地内に立木、土壁、碑がありますが、この撤去はすべて、事業者の負担であり、c施設の建設業務に含まれると考えるとよろしいでしょうか。	敷地内の立木、土壁、碑等につきましては、全て撤去しております。	
6	実施方針	3	第1	1	(5)	(ウ)	d	維持管理業務	調理設備等保守管理業務に事務備品の修繕・補充業務を含むとございますが、eに事務備品保守管理業務とございますので、事務備品については調理設備等保守管理業務に含まなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	
7	実施方針	3	第1	1	(5)	(ウ)	d	維持管理業務	調理設備等保守管理業務に調理備品、食器・食缶等の修繕・補充業務とございますが、要求水準書(案)では運営業務の業務範囲となっております。	運営業務の範囲です。入札公告時に修正します。	
8	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	de	維持管理業務	調理設備等保守管理業務の項に、事務備品の修繕・補充業務を含むとございますが、e事務備品保守管理業務のことではないのでしょうか？	実施方針回答No.6を参照してください。
9	実施方針	3	第1	1	(5)	(ウ)	d	維持管理業務	調理設備等保守管理業務に「調理備品の修繕・補充業務」「食器・食缶等の修繕・補充業務」と記載がありますが、運営業務の中にも「運営備品保守管理業務」として記載がございます。本業務は維持管理業務との理解でよろしいでしょうか。	「調理備品の修繕・補充業務」「食器・食缶等の修繕・補充業務」については、「運営備品保守管理業務」となります。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
10	実施方針	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	維持管理業務	基本的に、事業期間中に大規模修繕が発生することは想定されておらず、事業期間終了後1年以後に1市2町において、実施されることを想定されているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業期間中に大規模修繕が発生しないよう施設整備業務を実施してください。
11	実施方針	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	維持管理業務	「事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。」とございますが、大規模修繕が発生した場合とは、経年劣化による通常行う修繕を指しているとの認識でよろしいでしょうか。大規模修繕の定義をご教示ください。	大規模修繕とは、「修繕する建築物の部分のうち、主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)の一種以上を、過半(1/2超)にわたり修繕すること」をいいます。
12	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(ア)	事業者の収入	建設一時金の割合は、初期投資相当金額に対してどの程度を想定されていますか。併せてお支払い時期など見込みで結構ですのでご教示ください。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁 / 様式	該当箇所					項目名	質問	回答
13	実施方針	4	第1	1	(5)	エ	(ア)	本施設の設計及び建設に係るもの	<p>実施方針案には「建設一時金として支払う」「本施設の設計及び建設に係る初期投資」と記載されていますが、通常の御市町が発注する工事と同様、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。</p> <p>なお、前払金を支出することによって、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の参加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、善通寺市におかれましては平成23年4月より、琴平町におかれましては平成27年4月より、多度津町におかれましては平成26年10月より、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前金払制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。
14	実施方針	9	第2	3	(1)			応募者の構成	<p>SPCの運営管理業務及び金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合は、当該法人は「構成企業」という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解の通りです。

No	資料名	頁/様式	該当箇所					項目名	質問	回答
			第2	3	(1)	オ				
15	実施方針	9	第2	3	(1)	オ		SPCの設立	「落札者は、1市2町との仮契約の締結までに、1市2町内にSPCを設立・・・」とありますが、本施設(給食センター)に設立することは可能でしょうか。	可能です。
16	実施方針	10	第2	3	(1)			応募者の備えるべき参加資格要件	調理設備調達業務をSPCから直接受託するに当たり、備えるべき参加資格要件の記載がございませんので、物品または役務提供についての指名競争入札参加者の資格を有していれば、特に個別の資格要件は無いとの理解でよろしいでしょうか？ 又SPCから、調理設備調達業務を委託するに当たり、備えるべき参加資格要件の記載が特にございませんので、SPCと委託企業との契約は従来方式で、市町村と調理設備調達企業との契約で、一般的な、物品契約としてよいと理解でよろしいでしょうか。	前段は実施方針回答No.2を参照してください。 後段は実施方針回答No.1を参照してください。
17	実施方針	10	第2	3	(2)	イ		建設企業の参加資格要件	「複数の企業で共同して建設業務を実施する場合・・・」とありますが、この共同とは「共同企業体」もしくは「業務を分離して共に行うこと」と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	実施方針	11	第2	3	(2)	イ		設備工事会社の参加	設備工事会社が本事業に参画する場合、参加資格要件はありますか。	1市2町いずれかの指名競争入札参加資格が要件となります。
19	実施方針	11	第2	3	(2)	イ		調理設備会社の参加	調理設備会社が本事業に参画する場合、参加資格要件はありますか。	実施方針回答No.2を参照してください。
20	実施方針	13	第2	4	(1)			審査及び選定に関する基本的な考え方	学識経験者等で構成する選定委員会を設置すると記載がありますが、具体的にはどのような構成員で委員会を設置するのか、ご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
21	実施方針	16	第3					表 リスク分担表 金利変動	割賦方式となる場合、基準金利の下 限は0%であるという理解でよろしい でしょうか。	ご理解の通りです。
22	実施方針	16	第3	2				法令変更	法令の制定、変更により新たに点検 等の実施が必要になった場合は、リ スク分担表(案) 法令変更 整理No. 2「本事業に直接関係する法令の新 設・変更等」の場合に含まれ、1市2 町のリスク負担との認識でよろしいで しょうか。	ご理解の通りです。
23	実施方針	16	第3	2				税制変更	消費税率の変更は、リスク分担表 税制変更 整理No.5「上記以外の税 制度の新設・変更等」に含まれ、1市 2町のリスク負担との認識でよろしい でしょうか。	ご理解の通りです。
24	実施方針	16	第3					リスク分担表	整理NO.16,17※2に示される、物価 変動の一定の範囲とは、具体的にど のような範囲をしめすのでしょうか。	入札公告時に示します。
25	実施方針	16	第3					リスク分担表	整理NO.25は、1市2町、事業者共に ○となっていますが、事業者がリス クを負う場合をお教えてください。	実施方針回答No.26を参照してくださ い。
26	実施方針	17	第3					表 リスク分担表 契約の未締結・遅 延	「議会の議決が得られない」リスクに おいて、事業者も従分担となっており ますが、具体的にはどのような分担 でしょうか。	議会承認が得られないことによって、 事業者側に発生する入札に関する 費用負担等は事業者負担となりま す。
27	実施方針	17	第3					リスク分担表	整理NO.37に示される土壌汚染の顕 在化のうち、1市2町が公表した資料 とは、いつ提供いただけるのでしょ うか。	希望者には、追加資料として土壌調 査報告書をお渡します。善通寺市 教育委員会までお申し込みくださ い。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				項目名	質問	回答
28	実施方針	17	第3				リスク分担表	整理NO.37に示される土壌汚染の顕在化について、土壌汚染対策法上の履歴調査報告書、試験調査報告書は、法の主旨に従って、ご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	実施方針	18	第3	2			施設瑕疵	整理No.59「事業期間中」で想定されているのは、事業者が当該瑕疵を知っていた場合、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた瑕疵との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	実施方針	19	第3				表 リスク分担表 物価変動(※2)	「一定範囲の物価変動」とは、どの範囲でしょうか。	実施方針回答No.24を参照してください。
31	実施方針	19	第3				表 リスク分担表 不可抗力(※3)	「一定範囲の損害」とは、どの範囲でしょうか。	入札公告時に示します。
32	実施方針	19	第3	2			性能確保	事業終了時における施設の性能は、著しい損傷が無く、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	実施方針	19	第3	2			リスク分担表No.72	上記以外のとはどのようなものですか。 No.71と具体的にどう違いますか。	恒常的に発生している渋滞や、配送に影響しない程度の悪天候です。
34	実施方針	19	第3	2			リスク分担表No.77	具体的にどのような事案ですか。	事業者が通常予見できる範囲の交通事情の悪化です。
35	実施方針	20	第4	2			敷地要件	「敷地内に農業用の水路が存在しているため、水路上に施設を建設しないこと。」とございますが、水路を敷地外側に付け替えする提案は可能でしょうか？	水路の付け替えは不可とします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
36	実施方針	20	第4	2				敷地要件	敷地内の農業用水路の管理は本事業の範囲には含まれず、事業者が管理することとなる場合には、本事業の事業契約とは別途契約を締結し、別途費用を受領できるとの認識でよろしいでしょうか。	当該農業用水路の管理は、地元水利組合が行います。
37	実施方針	20	第4	1	(6)			立地条件等	既設建物はなし となっていますが、現状では敷地内に立木、土塁、石仏碑があります。これらは、事業者による撤去処分としてよろしいでしょうか。	実施方針回答No.5を参照してください。
38	実施方針	21	第4	3	(4)			施設機能	要求水準書P46では、事業者用玄関と、1市2町用玄関の共用は可とあります。本ページには記載がありませんが、要求水準書を優先と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。分けることが望ましいと考えます。
39	実施方針	23	第6	1	(3)			事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	<p>施設整備(建設)部分について、その履行を確保するための履行保証(例:善通寺市工事請負契約約款第4条に記載されている契約保証金の納付)を事業者に求めることをお考えでしょうか。</p> <p>その場合、現状の御市町の発注工事と同様に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の契約保証も認められるという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>契約保証金の納付手段としては、より多くの選択肢を設けるため、御市町ほか県下の多くの企業が利用する契約保証を履行保証手段の一つとして認めていただきますようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。